

第5章

計画の実現にむけて

第5章 計画の実現にむけて

1. 重点的な施策

本計画の実現にむけて、以下の3つの施策を重点的な施策と位置付けて取り組みます。

(1) 多様で魅力ある拠点の機能強化

「主要拠点」である法隆寺周辺地区については、歴史的風致維持向上計画*を活用し歴史的風致を維持しつつ、特別用途地区*の活用やまちあるき観光の振興により商業施設の立地誘導をはかります。

また、JR法隆寺駅周辺地区については、駅周辺整備などの進捗にともない、県と連携し、都市計画の見直しなど多様な市街地整備の手法を検討し、商業施設の計画的な立地誘導をはかるとともに、アクセス道路の整備をすすめることにより、交通拠点として機能の強化をはかります。

「歴史・自然拠点」および「生活・文化拠点」については、既存施設の活用と充実をはかるとともに、歴史的な趣のある町家など潜在的な資源を活用することにより、周辺環境の整備をはかり、拠点の機能強化に取り組みます。

(2) 道路ネットワークの形成

道路交通の安全性の向上や円滑化をはかるため、また、災害時には避難路や緊急輸送路としての役割を果たすことができるよう「いかるがパークウェイ」をはじめとする都市計画道路の整備を計画的にすすめるとともに、主要区画道路については、未整備の都市計画道路の代替となる路線や、幹線道路との接続箇所の整備を優先的に行うことにより、道路ネットワークの形成をはかります。

また、歩いてくらせるまちづくりをめざし、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる道づくりをすすめます。

(3) 斑鳩の里の総合的な景観形成

豊かな自然と長い歴史により育まれてきた斑鳩らしい景観を次の世代に引き継ぐため、斑鳩町景観計画*に即し、本町全域を景観計画*区域と定め、住民・事業者・行政が協働して、総合的な景観の保全・創出に取り組みます。

特に、法隆寺周辺地区へのアクセス道路となる幹線道路沿道や斑鳩の里の玄関口となるJR法隆寺駅周辺地区については、重点的に景観形成に取り組むべき地区と位置付け、斑鳩の里にふさわしい落ち着いた景観の形成をはかります。

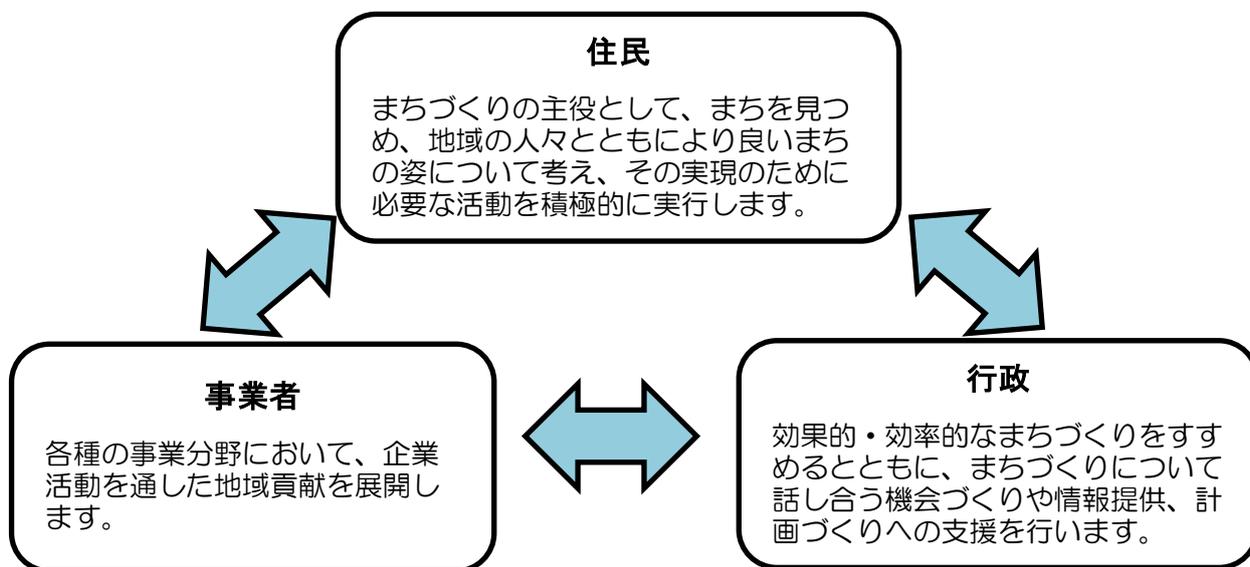
また、法隆寺周辺地区では、斑鳩町歴史的風致維持向上計画*に即し、歴史的価値の高い建築物の保存・活用をはかるとともに、龍田や並松など歴史的な町並みが残る地区については、歴史的価値をもった建築物の保存・活用をはかるとともに、住民による町並みの保全活動の支援を行います。

2. 協働のまちづくりの推進

まちづくりは、住民（住民団体を含む）・事業者・行政が協働することで、現実のまちを誰もが望むまちに近づけることができます。そして、お互いがパートナーであると考えて尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協働することで、まちの様々な問題を解決に導くことができます。

こうしたまちづくりにおいて、特に住民は、地域レベルの様々な問題や、交通・福祉などの生活に身近な問題を解決するために、より良いまちの姿について考え、それを実現するのに必要な活動を積極的に展開していくことが重要です。

そうした住民主体のまちづくりを実現するために、本町（行政）は、情報発信や人材育成、住民主体の計画づくりへの支援を実施していきます。



(1) まちづくりに関する情報の共有化

協働のまちづくりをすすめるためには、地域住民がそれぞれの地域の成り立ちや魅力、課題などを共有する必要があります。行政出前講座などを活用し、住民と行政の情報交換や意見交換を通じ、まちづくりについて学び、考えるきっかけとなる機会をつくります。

(2) まちづくりに関する情報の発信

ホームページや町広報紙を活用し、まちづくりに関する行政施策のほか、まちづくりに取り組む団体の紹介やイベントへの参加の呼びかけを行うなど、まちづくりに関する情報を積極的に発信していきます。

(3) まちづくり活動の支援

住民と行政の協働のまちづくりをすすめるため、人材の育成、配置など庁内の体制を整備し、住民がまちづくり活動を行ううえで必要となるさまざまな情報を提供するとともに、専門的・技術的な支援が必要な場合は、専門家等を派遣します。

これまで公共の役割とされてきた道路・公園・広場・河川など公共空間の維持管理について、地域で愛着を持って利用される環境づくりをめざし、地域での自律的な取組みを支援します。

3. 推進方策

本計画の実現にむけて、効果的に施策を実施できる体制を整えます。

(1) 関連する分野別計画の一体的な推進

本計画に関連する分野別の各種マスタープランについても、都市空間で一体となって相乗効果を発揮するように連携をはかります。

斑鳩町景観計画 *・斑鳩町地域防災計画・斑鳩町耐震改修促進計画等の策定や見直しにあたっては、本計画の方針と整合をはかります。

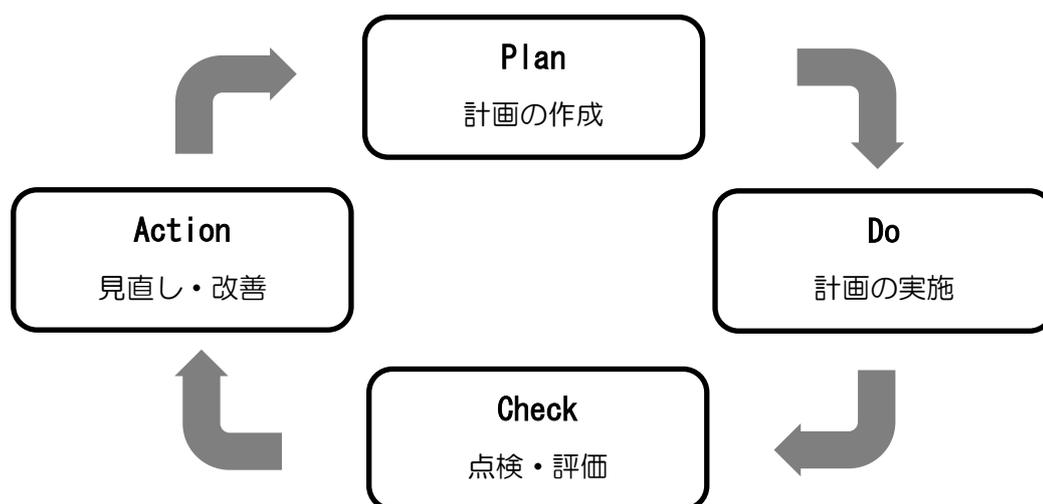
(2) 全庁横断的な連携

本計画を効果的に実施するためには、多岐にわたる施策の連携が必要であり、本計画に関して庁内の横断的な連携をとりながら事業を推進します。

(3) 進行管理の推進

本計画に関連する施策については、総合計画の実施計画にあわせ進行管理を行いながら、計画的に施策をすすめていくこととします。

また、施策の進行管理を適切に行うため、PDCAサイクル *を採用し、定期的に施策の進捗状況を確認します。事後評価の結果、改善が必要な施策については、対策を検討し、施策の方向修正を検討します。



(4) 周辺自治体や関係機関との連携

生活圏の広域化にともなって、都市活動は個々の市町村域を越えて広域的に影響し合います。いかるがパークウェイの整備や国道 25 号の交通安全対策をはじめ、広域的な課題については、国、県および関係機関との連携の強化をはかります。

(5) 制度活用による計画推進

本計画に示した将来像を実現するために、都市計画法をはじめとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、「地区計画 *」や「建築協定 *」、「景観協定 *」など住民との協力により必要に応じて適切に運用していきます。

合わせて、住民主体のまちづくりをすすめるにあたって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を住民が活用できるように、助言や支援をすすめていきます。

また、事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用をすすめます。また、施設整備にあたって民間活力の活用なども必要に応じて研究していきます。